最終更新日：2020年3月31日
株式会社ハイパー
取締役社長 玉田宏一
問合せ先：取締役 田邉浩明
証券コード：3054

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、社会的責任及び株主を重視した経営が企業としての使命と認識し、これにより企業価値の向上を図っていく所存であります。
従来より社内諸規程及び業務フローの整備を通じて内部管理体制を強化してまいりましたが、経営執行の公正性・透明性を図るなど内部牽制機能の一層の強化が必要であると考えております。このような観点から、迅速かつ的確な意思決定を行い、透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおり、コンプライアンスについても、経営陣のみならず全従業員がその重要性を認識し、実践していくことが肝要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④】
現時点において当社の機関投資家や外国法人等の株主構成比率は僅かなため、費用対効果の観点から対応しておりません。今後、株主の構成比率の動向を踏まえ、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続き・費用等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームや招集通知英訳の検討を行ってまいります。

【補充原則2－2①】
「行動規範に関する補則」はイントラネットで全従業員が随時確認できる環境を整備しております。また、今後、役員を含め冊子の常時携行を義務付けるとともに、携行の定期的な点検を行う方向で検討を行っております。

【補充原則3－1②】
現在、海外投資家比率は僅かであり、開示情報の英訳化は行っておりませんが、今後の株主構成の変化等状況に応じて対応を検討いたします。

【補充原則4－1③】
代表取締役社長の後継者の承継計画は、取締役会において会社の重要課題として認識されており、求められる資質や育成計画については議論を重ねてまいります。

【補充原則4－2①】
取締役の報酬については、各取締役に対する評価を基に、代表取締役社と社外取締役による検討を経て報酬案を作成し、取締役会において株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で報酬を決定しております。社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から定額報酬としております。今後は、より企業価値向上につながる報酬体系の検討と合わせ、制度設計・運用面で客観性・透明性確保を図るため、取締役の報酬額決定における社外取締役のより積極的な関与について検討してまいります。

【補充原則4－3①】
取締役会は、適切に当社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映しておりますが、経営陣幹部の選任・解任に関する公正かつ透明性の高い手続きについては、独立社外取締役の適切な関与のあり方と合わせて、引き続き検討を行ってまいります。

【補充原則4－3②】
代表取締役社長の選任については、取締役会にて会社の業績等の評価を踏まえ、人格や見識等を十分に考慮したうえで、職務と責任を全うし、中長期的な企業価値向上に貢献できる者を選定いたします。なお、選任に関する公正かつ透明性の高い手続きについては、独立社外取締役の適切な関与のあり方と合わせて、引き続き検討を行ってまいります。

【補充原則4－3③】
代表取締役社長の解任については、取締役会にて、代表取締役社長の法令違反や会社の業績不振等が生じた場合に検討を開始いたします。なお、解任に関する公正かつ透明性の高い手続きについては、独立社外取締役の適切な関与のあり方と合わせて、引き続き検討を行ってまいります。

【補充原則4－10①】
独立社外取締役は、自身の高度な組織運営経験や資本政策等の知見等を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。また、社外監査役2名（全て独立社外監査役）及び監査役1名も含めて、取締役会で活発に議論しており、相応の透明性は確保できております。しかしながら、より透明性の高いガバナンス体制を目指して、今後、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会の設置について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社は、上場株式の政策保有に関する基本方針及び議決権行使方針を以下のとおり定めております。

(ⅰ)政策保有に関する方針
本業での仕入取引があったことから以前より仕入先1社の株式を保有しておりますが、当社は原則政策保有株式を保有しない方針であります。
今後については、他社の株式を保有する予定はありません。
なお、現在保有している株式については、取締役会において、投資先との取引状況、投資リターンと資本コストとの比較、投資リスクなどを総合的

に判断した結果、保有意義が認められたことから、引き続き保有してまいります。

(ⅱ)議決権行使方針
当社は、保有の戦略的位置づけや保有先企業との対話などを考慮したうえで、株主全体の利益につながるか否かを基準として議案の賛否を判断し、政策保有株式にかかる議決権の行使を検討いたします。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
当社では、取締役会規程により「取締役と会社との取引の承認」が審査決定事項に定められております。また、毎年1月に関係会社を含む役員から前年度の関連取引の有無について、調査票に基づいて自己申告していただき、取引状況については経理部が販売履歴と照合する仕組みとなっているほか、取締役会での事後報告の承認を行っております。

【原則2－6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、確定給付型、確定拠出型、共済型等の特定の企業年金の導入はしておりません。

【原則3－1．情報開示の充実】
（ⅰ）「経営理念」や「中期経営計画」については、当社ホームページにて開示を行っております。
(経営理念：https://www.hyperpc.co.jp/company/philosophy.html)
(中期経営計画：https://www.hyperpc.co.jp/ir/plan.html)

（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「Ⅰ.1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(ⅲ) 当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。取締役の報酬については、各取締役に対する評価を基に、代表取締役社と社外取締役による検討を経て報酬案を作成し、取締役会において株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で報酬を決定しております。また、取締役の報酬について、昨年度より基本報酬に加え、株式報酬制度を導入しております。なお、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から定額報酬としております。

(ⅳ) 取締役及び監査役の選任については、候補者の優れた人格、見識、能力及び経験等を考慮し、取締役会において決定しております。なお、解任については、法令定款違反の有無や職務執行の状況、会社の業績等を勘案し、決定することとしております。

（ⅴ）取締役候補者及び監査役候補者の指名を行う際は、各候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4－1．取締役会の役割・責務 (1)】
補充原則4－1①
当社では、取締役会規程を定め、取締役会での審議決定事項、報告事項を明確にしております。
取締役会の審議決定事項として、経営に関する事項、決算に関する事項、株主総会に関する事項等が定められており、決定された事項の業務執行については経営陣に委任されております。
また、統括部門ごとに取締役を配置することで、意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営の遂行に努めております。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
社外取締役を2名選任しており、2名全員を独立役員に指定しております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任することとしております。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11①
当社の取締役会は、定款で定める取締役10名以内、監査役4名以内の員数の範囲内で構成され、実効性のある議論を行うのに適正な規模、また各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを基本的な考え方としております。
現在、取締役は社内の業務に精通した社内取締役5名、社外における豊富な経験と知見を有する社外取締役2名で、各事業に伴う知識・経験・能力等のバランスが確保されるとともに、女性取締役が1名選任されるなど着実に多様性が図られております。また、監査役は3名（うち社外監査役2名）で、適切な経験・能力を有する者が2名、財務・会計に関する知識を有する者が1名選任されております。また、女性が1名選任されており、多様性も図られております。

補充原則4－11②
社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。なお、その兼任の状況は、「有価証券報告書」及び株主総会招集通知の添付資料「事業報告」において開示しております。

補充原則4－11③
当社は取締役会の実効性の向上及び監督機能の強化に向け、各取締役に対し取締役会全体の実効性評価につきアンケート調査を実施し、第三者による評価を受けております。
結果については概ね実効性は確保されていることが確認できましたが、取締役会の運営面や重要事項に関する審議面などで課題が挙げられました。
今後も継続的に検証を深め、取締役会全体の実効性を更に高めるべく改革・改善を続けてまいります。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
補充原則4－14②
当社の社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任時及びその後適時に、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等について各所管部署または担当役員から説明を受けております。また、要請があったときには、外部セミナー等の研修・会合に参加する機会の提供その他の支援を行っております。
今後も経営環境の変化に対して、より適切な対応をすべくトレーニング機会の提供・あっせん等の実施を積極的に行ってまいります。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備・取組みを行っております。

(1)株主からの対話の申込みに対しては、代表取締役社長及びIR担当取締役が対応することとしております。

(2)経営企画室を株主からの対話の申込み窓口とし、経営企画室が経理部や営業部門その他関連部署と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で株主へ提供する体制を整備しております。

(3)株主との対話の一環として、半期毎に決算説明会等を開催、個別ミーティングの申込みに対しても積極的に対応しております。また、株主総会関連資料や決算関連資料、中期経営計画資料等はホームページに掲載、情報開示を行っております。

(4)株主との対話の中で把握した意見は、適宜経営陣に対してフィードバックを行っております。

(5)重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の未然防止を図るための社内規程を定め、周知徹底しております。
また、株主への公平性を確保するため、各四半期の決算日から決算発表日までの期間は、業績の見通しに関する質問の受付やコメントを差し控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ララコーポレーション株式会社	2,357,000	26.69
玉田宏一	1,276,800	14.45
遠藤孝	652,900	7.39
株式会社ミートプランニング	305,900	3.46
関根俊一	235,900	2.67
ハイパー従業員持株会	216,100	2.44
株式会社庚伸	180,000	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	130,000	1.47
由佐幸継	121,400	1.37
望月真貴子	114,200	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮澤　敏	他の会社の出身者							○	○			
塩川　公男	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮澤　敏	○	株式会社庚伸の代表取締役を兼任しております。当社との間に製品の販売等の取引関係がありますが、取引金額は僅少であります。なお、同氏は、1995年3月から2006年3月まで当社の取締役会長を務めておりました。	情報・通信業での経営者として優れた見識と深い経験から、取締役に対する監督機能や経営全般に対する助言を通じ、取締役会の透明性、説明責任の向上に貢献しいただくことを期待し選任しております。また、同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。よって、同氏の独立性に問題はないと判断し、独立役員として指定しております。

塩川　公男	○	当社仕入れ先である株式会社大塚商会に、業務執行者として1994年3月まで勤務、2018年3月まで同社の顧問を務めておりました。	コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を等を有しており、企業での経営に長年携わってきた経営者としてのバランス感覚を活かして、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくことを期待し選任しております。また、当社の仕入れ先である株式会社大塚商会の出身でありますが、当社は複数の仕入れ先との取引を行っており、出身会社の意向が当社に影響することはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。よって、同氏の独立性に問題はなと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年間監査計画、重点監査項目の説明を受けるとともに、年1回の監査報告会では、監査計画の実行状況の確認をすることとしております。また、常勤監査役を中心に各監査役と会計監査人は、定期的（原則四半期1回以上）に意見交換を行うとともに、監査役間の情報の共有に努めております。
内部監査は、内部監査室が担当しております。内部統制の状況等については、常勤監査役を中心に各監査役と内部監査室長は、定期的（原則月1回以上）に意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤　亨	他の会社の出身者							△						
若林　和子	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　亨	○	当社仕入先であるダイワボウ情報システム株式会社に業務執行者として勤務（2017年3月まで在籍）しておりました。	コンピュータ販売業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。また、当社の仕入先であるダイワボウ情報システム株式会社の出身でありますが、当社は複数の仕入先との取引を行っており、出身会社の意向が当社に影響することはないと考えております。したがって、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
若林　和子	○	みなとアドバイザーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社との間に過去、製品の販売等の取引関係がありましたが、取引金額は僅少であり、現在は取引関係はありません。	公認会計士・税理士としての高度な専門知識を当社の監査に反映していただくことを期待し選任しております。同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。よって、同氏の独立性に問題ないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、新たに当社取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。なお、本制度の導入につきましては、2019年3月27日開催の第29回定時株主総会においてご承認いただいております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

2014年３月25日開催の第24回定時株主総会において、取締役に対して、「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を年額40百万円以内で割当てることにつきご承認いただいておりますが、この新株予約権にかかる取締役の報酬枠を2019年3月27日をもって廃止しております。なお、既に付与した株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続いたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、個別報酬を開示しておりません。但し、報酬額の総額については、役員区分に従い有価証券報告書及び事業報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役については、経営企画室が取締役会等の資料を配布するとともに、事務的サポートを行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

⑴ 現状の体制の概要
当社は、取締役会、監査役会を設置しております。取締役7名（うち社外取締役2名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。取締役会と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

⑵ 各機関及び部門における運営、機能及び活動状況
（取締役会）
取締役会は、取締役7名（うち常勤取締役5名、社外取締役2名）で構成され、毎月1回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締会を開催し、活発な議論を通じてコーポレート・ガバナンスに留意した経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。
（経営会議）
経営会議は、取締役7名（うち常勤取締役5名、社外取締役2名）と常勤監査役1名で構成され、毎月1回以上、取締役会付議事項の原案策定や人事・組織等に関する稟議案件の審査、リスク対応策の検討等会社運営における重要事項の検討を行っております。
（監査役会）
監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名体制で、毎月1回以上の監査役会を開催しております。各監査役は職務分担のもと、監査計画に従い、毎月開催される定時取締役会及び必要な都度開催される臨時取締役会に出席するほか、随時、経営会議への出席、資料の閲覧、取締役社長との定例会合、取締役との意見交換、関係者へのヒアリング、実地調査等を行うことにより、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、監査法人や内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役間の情報の共有に努めております。
（内部監査）
内部統制システムとしては、内部管理体制の強化を目的として、組織の見直しに加え社内諸規程の整備や社長直轄の内部監査室（内部監査室長1名体制）の設置などを行い、組織的な業務運営を行える体制を構築しております。特に、内部監査については、監査役や監査法人との連携のもとに定期的に内部統制の状況等について意見交換を行い、計画的に業務監査あるいは臨時の監査を実施することで、内部管理体制構築のための一助となっております。
（会計監査人）
会計監査は、ＥＹ新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査の他、会計上の課題については随時指導を受け、適正な会計処理に努めております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名
小野木　幹久（ＥＹ新日本有限責任監査法人）
石井　広幸（ＥＹ新日本有限責任監査法人）

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会における意思決定及び業務執行を行いながら、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることや、社外取締役を選任していることで外部からの視点による経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の法定期日前発送を実施しております。株主の皆様への発送前に自社ホームページ（https://www.hyperpc.co.jp）に掲載し、早期情報開示に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程を設定しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回（年2回）、代表取締役が直接説明を行う説明会を開催しております。その他、2019年度におきましては、4回の株式投資フェアと1回のIRセミナーに参加し、業績や今後の方針等について説明の機会を設けました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回（年2回）、代表取締役が直接説明を行う説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、会社説明会資料（中期経営計画）、株主総会資料、その他適時開示資料を自社ホームページ（https://www.hyperpc.co.jp）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、経営企画室がIRを担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、社内メール及び社内ポータルサイトへの掲載等で社内に周知を図ることや社内研修等でCSRの重要性を啓蒙しており、その一環として心の病の方の社会復帰を支援する「NIPPON ITチャリティ駅伝」へスポンサーとして協賛参加しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

1．取締役･使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
取締役を含む役職員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「行動規範に関する補則」を当社グループ全職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加･修正することとする。また、「コンプライアンス規程」を制定し、当社グループ全役職員に徹底を図る。毎月1回以上開催する「経営会議」においては、当社及び子会社の会社運営における重要事項を検討する。監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務活動の妥当性やコンプライアンスの状況などについて監査を実施し、適切な連携関係を維持しながら、業務の改善に向けた助言･勧告を行う。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書管理規程」、「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議決裁書等を作成し、適切に保存かつ管理を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処する為に、「職務分掌権限規程」や「業務分掌規程」、その他の社内規程に従い、取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行う。また、当社及び子会社の連携により、当社グループ全体のリスク管理を行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、毎月1回、定時取締役会を開催する他、必要に応じて取締役会を開催し、活発な議論を通じて経営上の意思決定を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回以上開催し、審議の上業務執行に関する基本的事項に係わる意思決定を機動的に行う。

5．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役は、監査業務に必要な事項を経営企画室等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して取締役会の指揮命令を受けない。
(2) 監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員に関する人事については、常勤監査役と協議を行い、独立性についても十分留意するものとする。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、グループ会社管理の基本的な事項に関する諸規程を定め、グループ会社の内部統制及び業務執行を統括するとともに、現状の検証を行い、適切な監視体制及び報告体制を確保する。
(2) 監査役は、子会社監査役と連携し、定期的に子会社取締役による業務執行状況を監査するほか、内部統制の整備及び運用状況を監視する。
(3) 内部監査室は、当社及び子会社の監査役と連携し、当社グループ全体の業務執行の適法性、効率性の実施状況を監査する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見を述べることができる。
(2) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事象が発生しまたは発生する恐れがあるとき、取締役または使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告する。
(3) 当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び職員に周知徹底する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会及び使用人は、監査役から会社情報の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにするなど、監査役監査の環境を整備するよう努める。
(2) 監査役は、取締役社長との定期的な意見交換を開催し、併せて内部監査室との連携を図る。
(3) 監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用する為の費用の支出を求めた場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たない。その不当要求に対しては、法令及び社内規程に則り、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で対応する。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

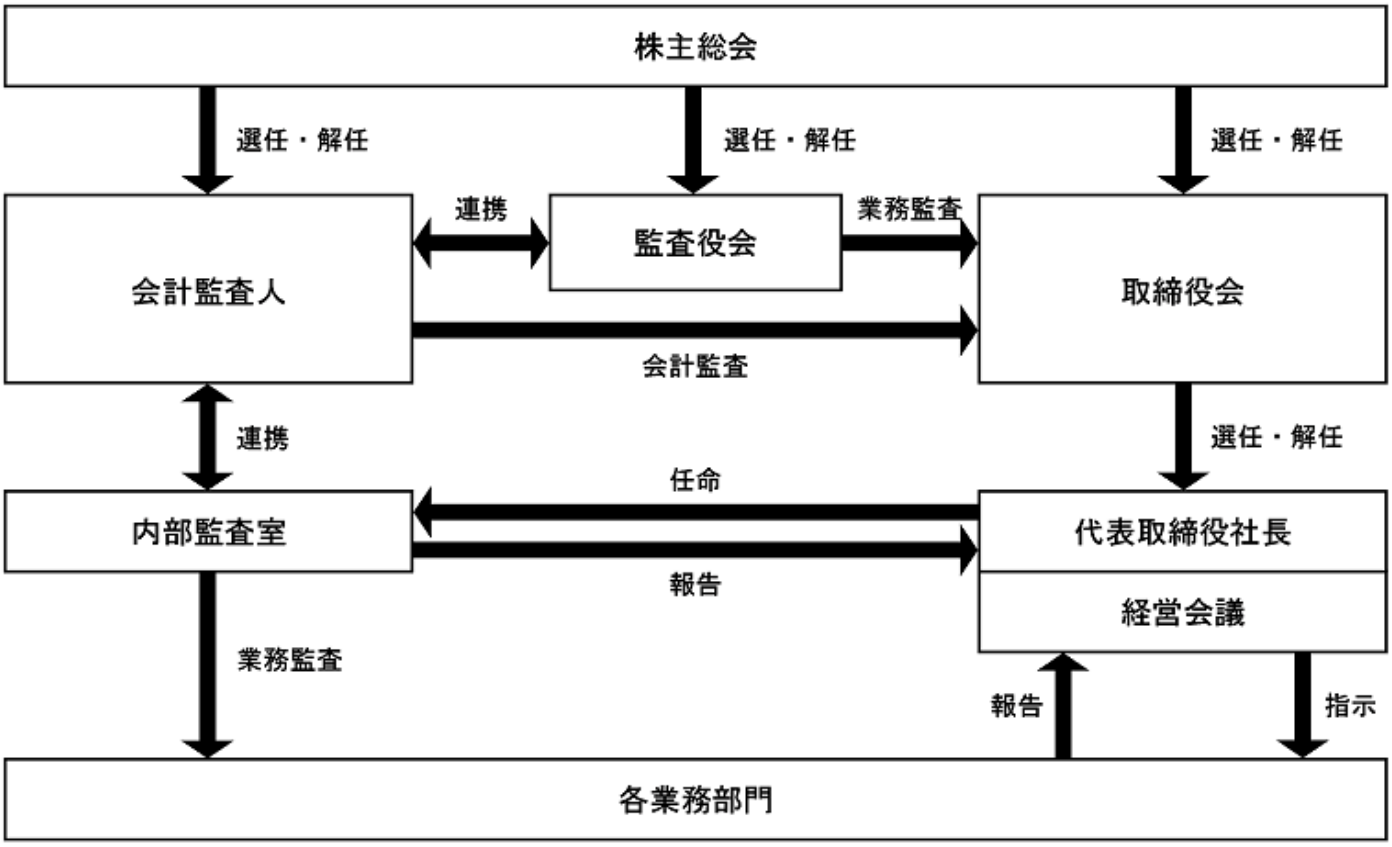
該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
1．適時開示に関する基本的な考え方
当社は、上場企業としてタイムリーで正確な情報開示を行うことを、経営の重要課題の一つとして積極的に取り組んでおります。社内情報の管理を徹底することが必要であり、情報の迅速な伝達と機密性の保持コーポレート･ガバナンスをバランス良く調和するために、当社グループでは規律ある組織づくりを心掛け、従業員のモラルの向上と諸規程等の整備及び啓発を適宜行っております。また、経営企画室を情報開示担当部署として位置づけ、社外に発信する情報については、特に株主及びステークホルダーの利益を尊重し、わかり易く有益な情報の提供に努めていく所存であります。

2．適時開示に関する社内体制
(a)決定事実に関する情報
関係部門からの事前報告により取締役会に付議される重要案件を情報取扱責任者となる管理統括部統括部長が取り纏め、適時開示の要否について適時開示規則等に準じて判定いたします。また、必要に応じて取引所への事前照会を行います。
要適時開示と判断した案件については、経営企画室にて開示情報原案を作成し、取締役会で決議または決定された後、情報取扱責任者の責任のもと速やかに開示いたします。
(b)発生事実に関する情報
関係部門は要適時開示の可能性がある情報を感知･保有した時は、情報取扱責任者となる管理統括部統括部長に通知し、管理統括部統括部長が取り纏め、適時開示の要否について適時開示規則等に準じて判定いたします。また、必要に応じて取引所への事前照会を行っております。
要適時開示と判断した情報については、経営企画室にて開示情報原案を作成し、取締役会で決議または決定された後、情報取扱責任者の責任のもと速やかに開示いたします。
(c)決算に関する情報
財務諸表等の決算情報は、会計監査を受けた決算数値に基づき経営企画室と経理部が共同して、決算開示資料（決算短信、四半期決算短信）を作成いたします。また、決算日後45 日以内に公表できる体制を構築し、運用しております。
なお、決算情報は取締役会に付議され、決議された後、情報取扱責任者の責任のもと速やかに開示いたします。
(d)企業集団に係る適時開示手続き
当社は子会社4社を有しておりますが、いずれの子会社についても子会社からは、月次決算資料及びその他報告を翌月の7営業日までに提出を受けております。これらに基づき、経営企画室は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば、直ちに開示資料の原案を作成し、情報取扱責任者及び取締役会の承認を得た後、速やかに開示できる体制を整えております。

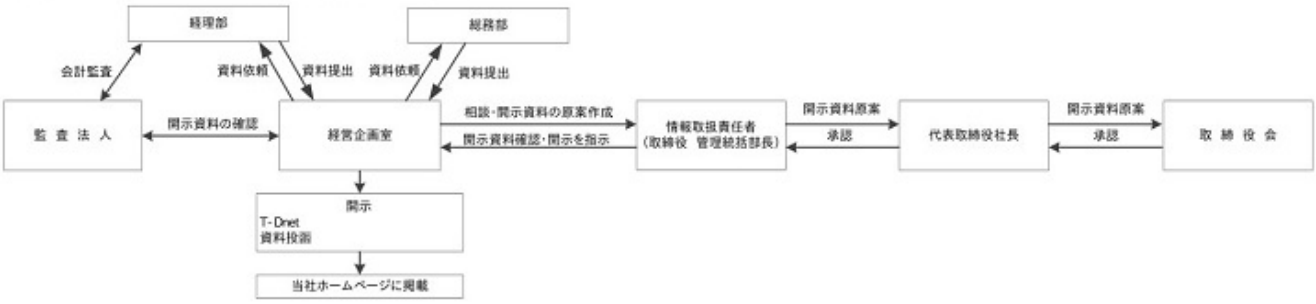


適時開示手続きに関する事務フロー

決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー



企業集団に係る適時開示業務フロー

